

1. 水質汚濁に係る環境基準の類型指定について

(1) 国による類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、国においては、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）」（以下、「政令」という。）に定められた47河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域）について、類型指定を行うこととされている。

(2) 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定

河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」（平成21年3月環境省告示第14号）により、水域類型を指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定めている。

(3) 類型指定の見直し

平成13年9月25日に、環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」を受けて、陸域（河川や湖沼）における水域類型のあてはめ及び見直し等に係る検討が随時行われている。

2. 今回の改正

平成30年2月22日付け中央環境審議会答申（「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」（中環審第1016号））に基づき、渡良瀬貯水池（谷中湖）及び荒川貯水池（彩湖）の2水域について、以下のとおり類型指定の見直しを行うものである。

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間		(参考) 現行の類型
			二		
利根川水系の 渡良瀬川	渡良瀬 貯水池 (谷中湖)	湖沼A	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。 COD：平成34年度までの暫定目標 5.5 mg/L	湖沼A COD：平成29年度までの暫定目標 7.4mg/L
		湖沼III	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。 全窒素：平成34年度までの暫定目標 1.0 mg/L 全磷：平成34年度までの暫定目標 0.078mg/L	湖沼III 全窒素：平成29年度までの暫定目標 1.3 mg/L 全磷：平成29年度までの暫定目標 0.078 mg/L

荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の荒川	荒川貯水池（彩湖）	湖沼A	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。 COD：平成34年度までの暫定目標 3.7 mg/L	湖沼A COD：平成29年度までの暫定目標 3.7 mg/L
		湖沼Ⅲ 全窒素を除く	イ	全磷：直ちに達成する	湖沼Ⅲ

（1）渡良瀬貯水池（谷中湖）

類型については、湖沼A類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼A類型・湖沼Ⅲ類型」とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成34年度の水質予測結果(6.1mg/L)から水質の改善が見込まれるものの、湖沼A類型の基準値(3mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、近年、将来水質予測結果を下回る実績値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である5.5mg/Lと設定する。

全窒素及び全磷については、平成34年度の水質予測結果(全窒素1.1mg/L、全磷0.086mg/L)が湖沼Ⅲ類型の基準値(全窒素0.4mg/L、全磷0.03mg/L)を大きく上回り、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成34年度までの暫定目標については、全窒素は、近年、将来水質予測結果を下回る実績値があることから、より良好な水質の実現が見込まれると判断し、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である1.0mg/Lと設定する。また、全磷については、将来水質予測結果の変動範囲の下限値(0.084mg/L)が平成29年度までの暫定目標を上回るものの、実測値の推移等も考慮し、過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、実現可能と考えられる最も低い値として従前の暫定目標値を据え置き、0.078mg/Lと設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。

（2）荒川貯水池（彩湖）

類型については、湖沼A類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼A類型・湖沼Ⅲ類型」とし、全窒素及び全磷の現況を踏まえ、引き続き全窒素は適用除外とする。

化学的酸素要求量(COD)については、平成34年度の水質予測結果(4.1mg/L)が湖沼A類型の基準値(3mg/L)を上回り、また、近年の実測値の推移も考慮すると、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は引き続き【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。】とする。

平成 34 年度までの暫定目標については、近年の水質の実測値が水質予測結果を大きく上回って推移しており、乖離がみられるものの、実測値の推移等も考慮し、過去に従前の暫定目標を満たす年があったことから、現在見込み得る水質改善対策が行われることを前提に、実現可能と考えられる最も低い値として現行の暫定目標を据え置き、3.7mg/L と設定し、今後、経過を見守りつつ、引き続き、段階的な水質改善を図ることとする。

全磷については、平成 23 年度から平成 26 年度の値が湖沼Ⅲ類型の基準値 (0.03mg/L) を下回ることから、達成期間は、引き続き【イ 直ちに達成する。】とする。

<参考>

水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）別表 2（抜粋）

1 河川

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 mg/L 以上	—
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下

IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度